

堺市の

環境影響評価制度



はじめに

堺市では、平成 18 年 4 月の政令指定都市移行を契機として「堺市環境基本計画」のテーマである“人と自然が共生し、環境にやさしい循環型都市・堺”の実現をめざし、堺市が主体的に、自らの責任において地域の実情に即したきめ細かな対応を図るため、平成 18 年 12 月「堺市環境影響評価条例」を制定しました。

その後、条例施行から 5 年以上が経過し、この間の社会状況の変化や運用上の課題などに対応するため、平成 23 ～ 24 年度にかけて環境影響評価制度の改正を行いました。具体的には、堺市環境影響評価条例及び堺市環境影響評価条例施行規則の一部改正を行うとともに、事前配慮指針、技術指針も併せて改定、事業の計画段階における環境配慮の手続の充実などの改正を行い、平成 25 年 4 月 1 日から施行しています。

環境影響評価制度とは

環境影響評価制度（環境アセスメント）とは、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、その事業が環境に及ぼす影響について、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して市民の皆さまや専門家の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくための制度です。

堺市の環境アセスメント制度の特徴

事前配慮制度の導入

事業者は、事業の計画を立案する段階で、複数の事業計画案を設定し、想定される環境影響について調査・予測及び比較評価を行うとともに、事業計画を策定するにあたっての環境配慮の内容を検討します。

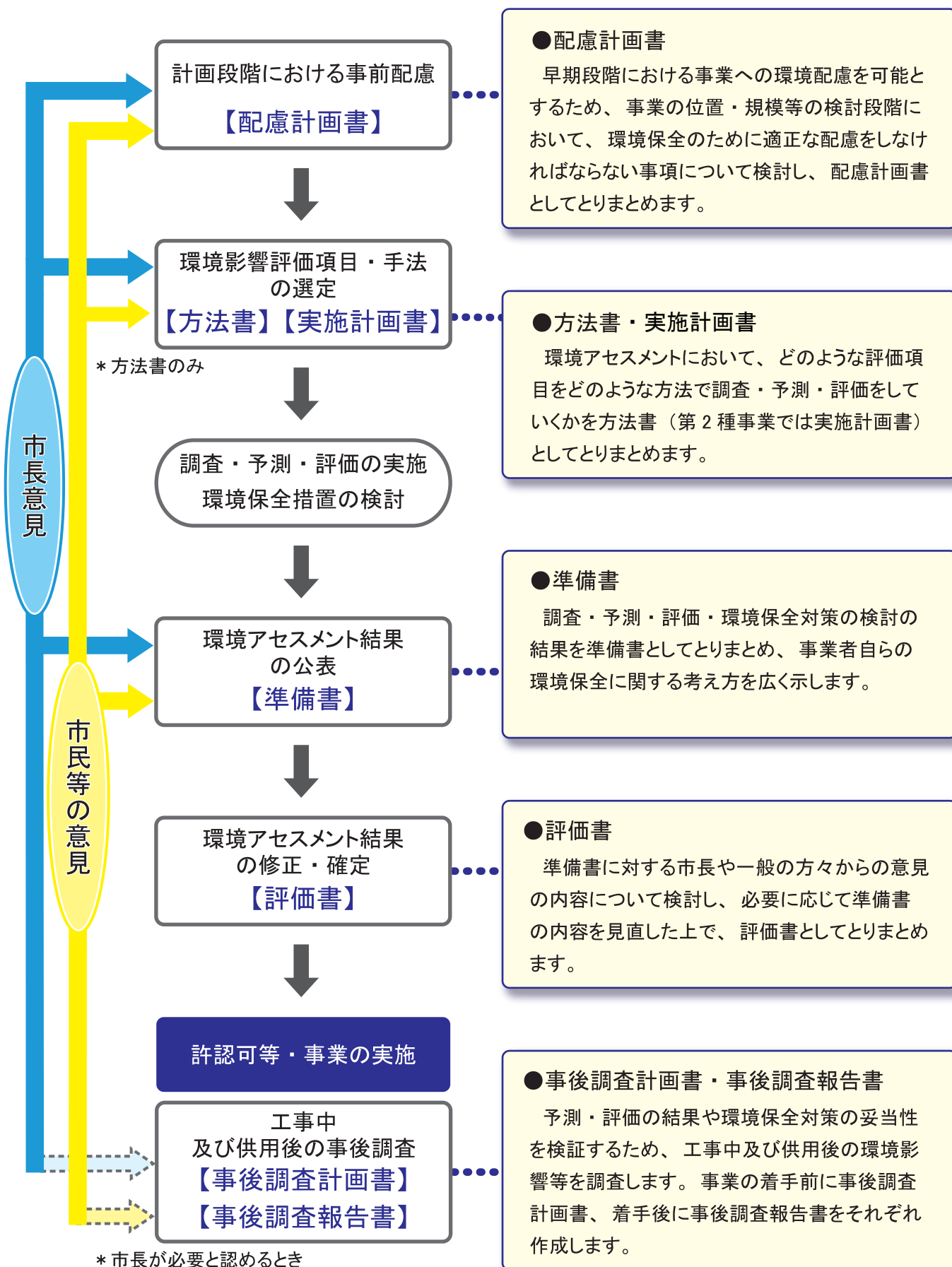
手続の簡略化

対象事業のうち、環境影響の程度が特に著しいと考えられる事業を「第1種分類事業」、それ以外を「第2種分類事業」に区分し、第2種分類事業については、方法書の手続を簡略化した実施計画書の手続を行うことができます。

対象事業の規模要件

堺市域を4つの地域に区分し、それぞれの地域特性を考慮して、地域ごとに対象事業の規模要件を設定しました。

条例の概要



環境アセスメントの対象となる事業

《 第 1 種分類事業 》

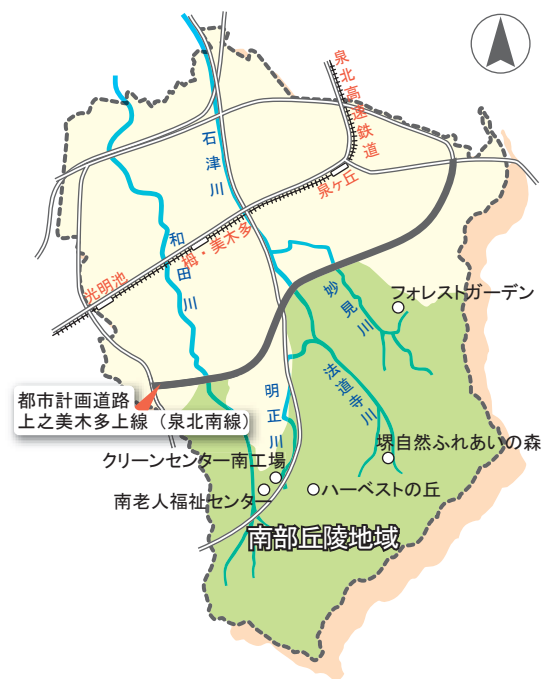
事業の種類		対象規模			
		市街化区域		市街化調整区域	
		都市再生緊急整備地域	それ以外の地域	それ以外の地域	南部丘陵地域
道路	自動車専用道路等	全て			
	一般国道等	4車線以上・長さ3km以上			
鉄道	鉄道・軌道	長さ3km以上			
飛行場	ヘリポート	全て			
発電所	火力発電施設	出力2万kW以上			
廃棄物処理施設	ごみ焼却施設	焼却能力100t/日以上			
	ごみ処理施設	処理能力200t/日以上			
	し尿処理施設	処理能力100kl/日以上			
	産業廃棄物焼却施設	焼却能力100t/日以上又はバーナーの燃焼能力の合計が重油換算4kl/h以上			
	廃棄物最終処分場	面積7.5ha以上			
下水道終末処理場		計画処理人口10万人以上			
工場・事業場		燃焼能力の合計が重油換算4kl/h以上又は平均排出水量の合計が1万m ³ /日以上			
建築物		延面積10万m ² 以上かつ高さ150m以上			
公有水面の埋立て		面積15ha以上			
土地区画整理事業		面積50ha以上	面積45ha以上	面積30ha以上	面積15ha以上
新住宅市街地開発事業		面積50ha以上	面積45ha以上	面積30ha以上	面積15ha以上
工業団地造成事業		面積50ha以上	面積45ha以上	面積30ha以上	面積15ha以上
新都市基盤整備事業		面積50ha以上	面積45ha以上	面積30ha以上	面積15ha以上
流通業務団地造成事業		面積50ha以上	面積45ha以上	面積30ha以上	面積15ha以上
採石		面積20ha以上		面積15ha以上	面積7.5ha以上
発生土の処分		面積10ha以上			面積7.5ha以上
開発行為		面積50ha以上	面積45ha以上	面積30ha以上	面積15ha以上
複合面整備事業		面積50ha以上	面積45ha以上	面積30ha以上	面積15ha以上

《 南部丘陵地域について 》

●堺市区域図



●南部丘陵地域



南部丘陵地域とは、都市計画道路上之美木多上線、いわゆる泉北南線以南の市街化調整区域です。

《 第 2 種分類事業 》

事業の種類		対象規模			
		市街化区域		市街化調整区域	
		都市再生緊急整備地域	それ以外の地域	それ以外の地域	南部丘陵地域
		工業専用地域			
発電所	風力発電施設	出力 1500kW 以上			
廃棄物最終処分場		面積 5ha 以上 7.5ha 未満			
工場・事業場		特定施設から排出される汚水又は廃液の平均合計量が 1,000m³/ 日以上			
研究施設		面積 50ha 以上	面積 30ha 以上	面積 20ha 以上	面積 10ha 以上
建築物		－	延面積 5 万 m² 以上かつ高さ 100m 以上		
公有水面の埋立て		面積 10ha 以上 15ha 未満			
土地区画整理事業		－	面積 30ha 以上 45ha 未満	面積 20ha 以上 30ha 未満	面積 10ha 以上 15ha 未満
新住宅市街地開発事業		－	面積 30ha 以上 45ha 未満	面積 20ha 以上 30ha 未満	面積 10ha 以上 15ha 未満
工業団地造成事業		－	面積 30ha 以上 45ha 未満	面積 20ha 以上 30ha 未満	面積 10ha 以上 15ha 未満
新都市基盤整備事業		－	面積 30ha 以上 45ha 未満	面積 20ha 以上 30ha 未満	面積 10ha 以上 15ha 未満
流通業務団地造成事業		－	面積 30ha 以上 45ha 未満	面積 20ha 以上 30ha 未満	面積 10ha 以上 15ha 未満
農用地造成		－	－	面積 20ha 以上	面積 10ha 以上
都市公園		－	－	面積 20ha 以上	面積 10ha 以上
採石		－	－	面積 10ha 以上 15ha 未満	面積 5ha 以上 7.5ha 未満
発生土の処分		－	－	－	面積 5ha 以上 7.5ha 未満
地下街		深さ 20m 以上の部分の容積が ^g 50 万 m³ 以上			－
駐車施設		2,000 台以上			
開発行為		－	面積 30ha 以上 45ha 未満	面積 20ha 以上 30ha 未満	面積 10ha 以上 15ha 未満
複合面整備事業		－	面積 30ha 以上 45ha 未満	面積 20ha 以上 30ha 未満	面積 10ha 以上 15ha 未満

※この表は堺市環境影響評価条例施行規則別表第1を要約したものです。具体の事業の適用に当たっては、同表を参照してください。

評価の項目

《 環境要素 》



生活環境

- 大気質 ●水質・底質 ●地下水 ●騒音・振動・低周波音
- 悪臭 ●地盤沈下 ●土壌汚染 ●日照阻害
- 電波障害 ●風害 ●光害 ●コミュニティの分断・変化



自然環境

- 気象 ●地象 ●水象
- 陸域生態系 ●海域生態系
- 自然景観
- 人と自然との触れ合い活動の場



環境負荷

- 温室効果ガス
- オゾン層破壊物質
- 廃棄物 ●発生土



都市環境

- 都市景観
- 歴史的・文化的景観
- 文化財



安全

- 高圧ガス
- 危険物等
- 交通

●環境アセスメントの充実にむけて

事業者の皆さまへ

環境アセスメントは、対象事業を実施しようとする事業者が主体的に行います。これは事業を実施する者が、自己の責任と負担で事業に伴う環境への影響を把握することで、環境の保全について適正な配慮が行われることが期待されるためです。また、事業計画を検討する段階で、環境影響についての調査、予測、評価を行うとともに、環境保全対策の検討を一体として行うことにより、その結果を事業計画などの環境配慮等に反映しやすいこともその理由の一つです。

事業者の皆さまには、市民の安全で健康かつ快適な生活の確保を目指したこの条例の目的を十分に理解していただき、環境アセスメントの手続きを通じて、環境の保全について適正な配慮をお願いします。



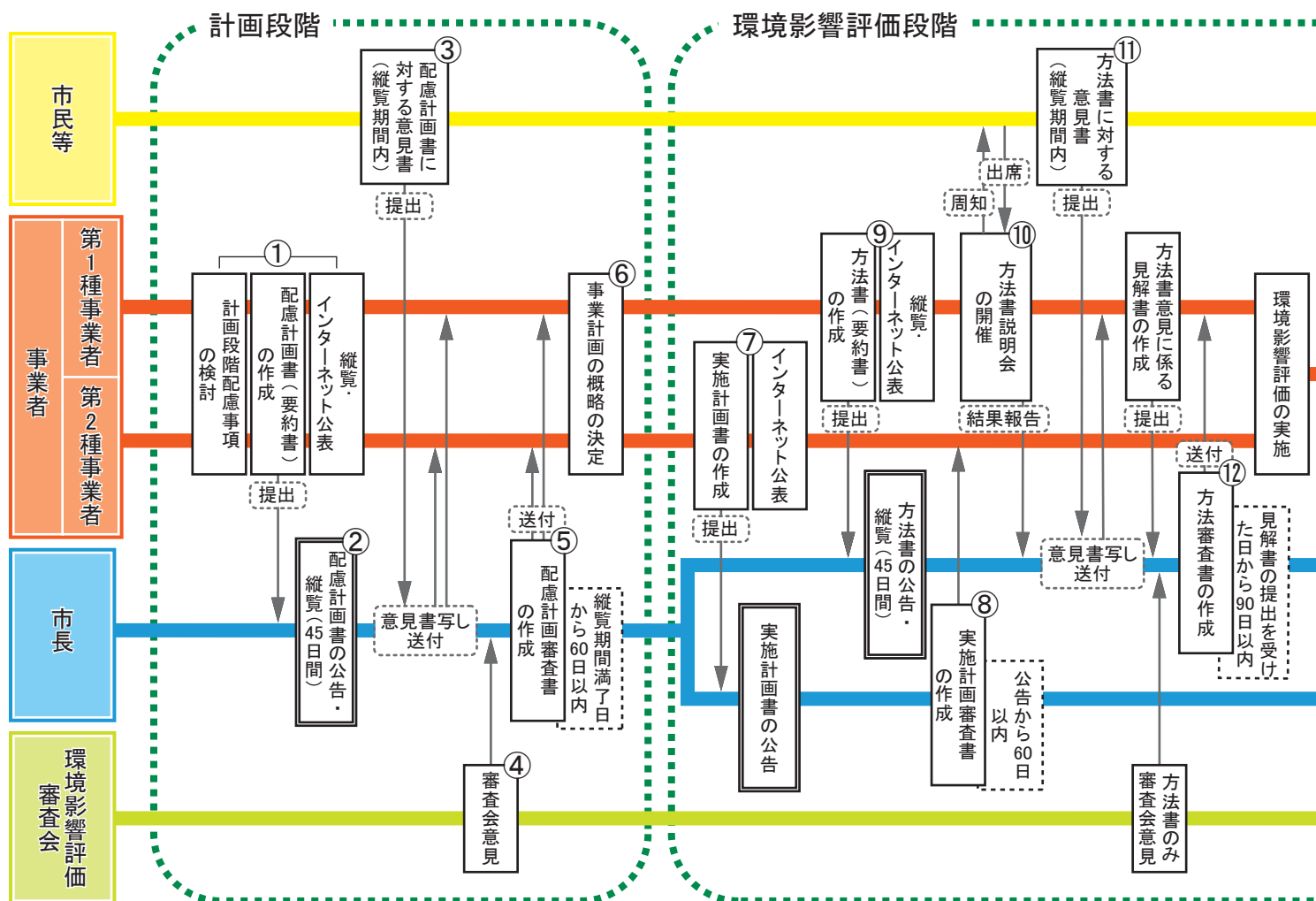
市民の皆さまへ

事業の実施が環境に及ぼす影響は、その事業特性や対象地域の特性により異なることから、環境アセスメントで評価する項目は事業や地域の特性に応じて選定することになっています。このため、環境アセスメント制度においては、地域の環境に関する有益な情報が広く収集され、その情報が事業計画に反映できるよう、環境保全の見地からの意見のある方はどなたでも、事業者に対して意見書を提出することができる仕組みとなっています。

地域の環境について情報をお持ちの皆さまに、配慮計画書・方法書・準備書に対する意見書の提出や、説明会への出席などを通じて、環境アセスメントの手続きに積極的に参加していただくことで、地域の環境について、適正な配慮が行われることが期待されます。



手続きのながれ



① 配慮計画書

事業者は、事業の計画を立案するにあたり、事前配慮指針に従い、環境の保全のために配慮すべき事項（計画段階配慮事項）についての検討を行い、その結果を記載した配慮計画書を作成し、市長に提出します。また、事業者の事務所で縦覧するとともに、自らのウェブページなどを通じてインターネットによる公表を行います。

② 公告・縦覧

公告とは、市が市民の皆さまに広くお知らせすることを言います。公告をした時は、広報やウェブページなどにも情報を掲載します。公告の日から条例で定められた期間、市役所で該当の図書を自由に見る（縦覧）することができます。縦覧の対象は、配慮計画書のほか、方法書、準備書、評価書、事後調査計画書、事後調査報告書です。

③ 配慮計画書に対する意見書

配慮計画書について環境の保全の見地からの意見などをお持ちの方は、縦覧期間（公告の日から45日間）内に、市長に意見書

を提出することができます。市長は、いただいた意見書の写しを事業者へ送付します。

④ 審査会の意見

市長は、事業者が環境の保全の見地からの意見を述べるにあたり、学識経験者などで構成される環境影響評価審査会の意見を聴きます。審査会の意見を聴く対象は、配慮計画書のほか、方法書、準備書です。また、事後調査報告書についても、必要と認めるときは審査会の意見を求めることができます。

⑤ 配慮計画審査書

市長は、市民の皆さまからいただいた意見や審査会の意見などを勘案して、配慮計画書について、環境の保全の見地からの意見を記載した書類（配慮計画審査書）を作成し、事業者に送付します。

⑥ 事業計画の概略の決定

事業者は、配慮計画書についての市民の皆さまの意見や、配慮計画審査書の内容を勘案して、事業計画の概略を決定します。

⑦ 実施計画書

第2種事業者は、概略を決定した事業計画について、環境アセスメントを行うにあたっての調査・予測・評価の方法などを記載した環境影響評価実施計画書（実施計画書）を作成し、市長に提出します。また、自らのウェブページなどを通じてインターネットによる公表を行います。

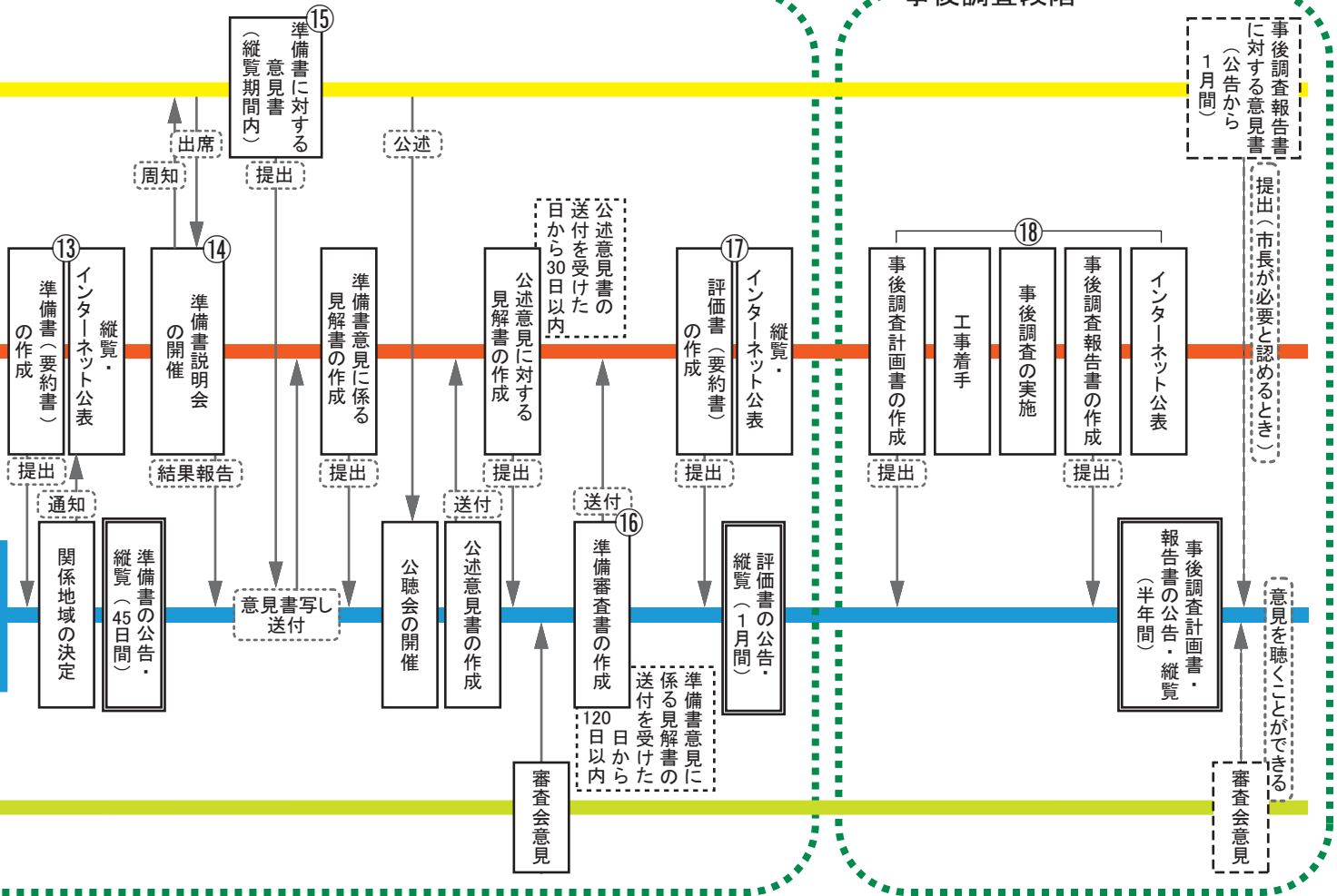
⑧ 実施計画審査書

市長は、実施計画書について、環境の保全の見地からの意見を記載した書類（実施計画審査書）を作成し、事業者に送付します。

⑨ 方法書

第1種事業者は、概略を決定した事業計画について、環境アセスメントを行うにあたっての調査・予測・評価の方法などを記載した環境影響評価方法書（方法書）を作成し、市長に提出します。また、事業者の事務所で縦覧するとともに、自らのウェブページなどを通じてインターネットによる公表を行います。

事後調査段階



⑩ 方法書説明会

事業者は、方法書の内容を周知するための説明会を縦覧期間内に開催します。説明会にはどなたでも出席することができます。説明会の開催にあたっては、事業者が開催日時や場所などを対象の地域にお住まいの方々などにお知らせします。

⑪ 方法書に対する意見書

方法書について環境の保全の見地からの意見などをお持ちの方は、縦覧期間（公告の日から45日間）内に、市長に意見書を提出することができます。市長は、いただいた意見書の写しを事業者へ送付します。事業者は、意見書についての見解書を作成し、市長に提出します。

⑫ 方法審査書

市長は、市民の皆さまからいただいた意見や審査会の意見などを勘案して、方法書について、環境の保全の見地からの意見を記載した書類（方法審査書）を作成し、事業者に送付します。

⑬ 準備書

事業者は、実施した環境アセスメントの結果や、環境の保全のための措置などを記載した環境影響評価準備書（準備書）を作成し、市長に提出します。また、事業者の事務所で縦覧するとともに、自らのウェブページなどを通じてインターネットによる公表を行います。

⑭ 準備書説明会

事業者は、準備書の内容を周知するための説明会を縦覧期間内に開催します。説明会にはどなたでも出席することができます。説明会の開催にあたっては、事業者が開催日時や場所などを、環境影響を受ける範囲であると認められる地域にお住まいの方々などにお知らせします。

⑮ 準備書に対する意見書

準備書について環境の保全の見地からの意見などをお持ちの方は、縦覧期間（公告の日から45日間）内に、市長に意見書を提出することができます。市長は、いただいた意見書の写しを事業者へ送付します。事業者は、意見書についての見解書を作成し、市長に提出します。

⑯ 準備審査書

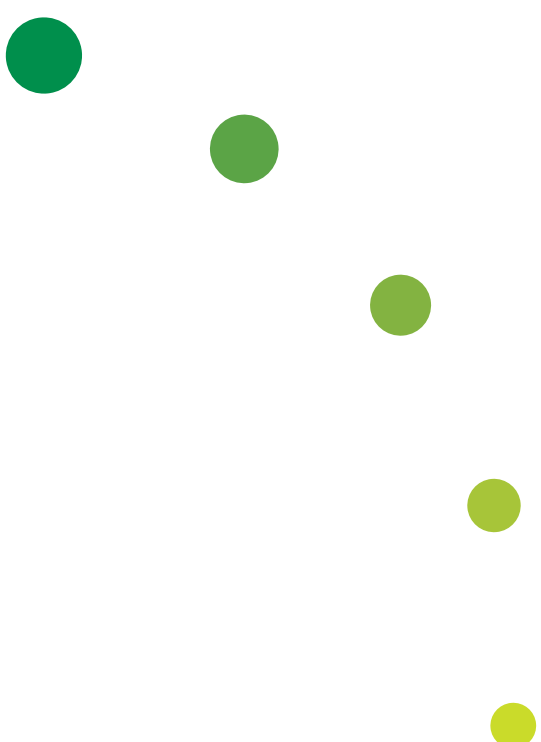
市長は、市民の皆さまからいただいた意見や審査会の意見などを勘案して、準備書について、環境の保全の見地からの意見を記載した書類（準備審査書）を作成し、事業者に送付します。

⑰ 評価書

事業者は、準備書に対する市民の皆さまや市長の意見などを勘案して、準備書の記載事項について検討し、環境アセスメントの最終的な報告書である環境影響評価書（評価書）を作成し、市長に提出します。また、事業者の事務所で縦覧するとともに、自らのウェブページなどを通じてインターネットによる公表を行います。

⑱ 事後調査の手続

事業者は、予測の結果や環境保全措置の検証などを目的として、事後調査を実施します。事業の着手前には事後調査計画書を、着手後には事後調査報告書を作成し、市長に提出します。また、自らのウェブページなどを通じてインターネットによる公表を行います。



堺市④環境影響評価制度

平成 25 年 4 月発行

堺市行政資料番号 1-I1-13-0011

【お問い合わせ先】

堺市 環境局 環境保全部 環境共生課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL: 072-228-7440 FAX: 072-228-7317